

倉敷市立天城小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は「倉敷市立天城小学校PTA」と称し、事務所を倉敷市立天城小学校（以下、「本校」と称す）内におく。

第2章 目 的

第2条 本会は、社会教育法第10条で定義される「社会教育関係団体」として、本校に通う児童たちの保護者と教職員が協力し合って、児童たちが安全かつ安心して学校で過ごし、しっかりと学びいきいきと育つ環境を、その保護者と教職員が協力し合って、自ら考え、整え、提供すること、また、その過程において、お互いの意見や立場を尊重し、相互理解を深め、児童たちと共に学び共に育つことを目的とする。

第3章 方 針

(活動方針)

第3条 本会は、第2条に定めた目的を達成するために、以下の活動・事業を行う。

- 1 本校児童の学校生活の充実を図るために必要な教育・学習環境の改善に関わる活動。
- 2 本校児童ならびに本会会員が、主体的に学び、考え、行動することが出来るようになる為に必要な活動。
- 3 会員同士の親睦と連携・意思の疎通を図り、相互理解を深める為に必要な活動。
- 4 本校児童ならびに本会会員の教養を高め、より豊かな心をもつための活動。
- 5 学校生活上ならびに日常生活上で必要となる保健衛生上の改善に繋がる活動。
- 6 学校給食への理解を深める為に必要な活動。
- 7 本校児童の通学時の安全確保に必要となる活動。
- 8 本校と本校学区である藤戸・天城地区の地域社会との連携上で必要となる活動。
- 9 その他、本会にて必要と判断する活動・事業を行う。

(運営方針)

第4条 本会は、第2条に定めた目的、並びに第3条に定めた活動方針について、以下の方針に基づき運営する。

- 1 本会は、本校における本校児童への教育・学習環境並びに学校生活環境の向上・改善・整備を図ることを趣旨とする任意の団体であり、その運営については、会員相互の理解・合意によって、民主的かつ主体的に行われることを最重要原則とする。
- 2 本会は、本校の保護者及び教職員によって組織される団体であり、本会内においては、保護者と教職員は、会員としては対等・平等な立場で協力し合って運営する。
- 3 本会は、性質上、学校運営に密接に関わる部分が多いが、直接、学校運営上の管理や人事には干渉しない。
- 4 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉を受けない。
- 5 本会は、本体単独で対応が困難あるいは不可能と判断した事案が発生した場合は、必要に応じて、本会以外の他団体や機関等と協力して対応することがある。また、本会以外の他団体や機関等から協力の依頼があった場合は、依頼への対応への妥当性を協議し他上で、対応方法を決定する。

- 6 本会は、その活動及び運営上、役員や委員等の特定の会員に、時間的・精神的その他様々な面で過度の負担が掛からない様に配慮し、「出来る範囲で」「出来る活動を」「出来る人が」行うことを徹底する。また、活動・運営に関しては、常に効率化・合理化を図り、無理・無駄の発生しないように配慮する。

第4章 会 員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および勤務する教職員とする
(入会)

第6条 本会への入会については、以下の通りとする。

(保護者の入会)

- 1 保護者の入会については、以下の通りとする。

(ア) 保護する児童が本校に入学する際に入会するものとする。

(イ) 学区外から学区内に転居し、保護する児童が本校に転入する際に入会するものとする。

(教職員の入会)

- 2 教職員の入会については、以下の通りとする。

(ウ) 異動により、本校に転任あるいは新任で着任した際に入会するものとする。

(入会の手続き)

- 3 入会の手続きについて、「入会申込書」等の書類の提出は省略するものとし、原則的には前1項・2項の定めた際に自動的に入会したものとして対応する。

- 4 入会に際しては、入会対象者に対して、本会の目的・方針等を明示し、理解して頂くことが重要であり、役員は、その責務を負う。

(退会)

第7条 本会からの退会については、以下の通りとする。

(保護者の退会)

- 1 保護者の退会については、以下の通りとする。

(ア) 保護する児童が本校から卒業する際に退会するものとする。

(イ) 保護する児童が本校から転出する際に退会するものとする。

(教職員の退会)

- 2 教職員の退会については、以下の通りとする。

(ウ) 異動により本校から他校へ転任する際、あるいは退職により本校から離任される際に退会するものとする。

(死亡に伴う退会)

- 3 万が一、不幸にも会員が死亡した場合は、自動的に退会となる。

(退会の手続き)

- 4 退会の手続きについては、以下の通りとする。

(卒業・転出・離任・退職等による退会)

(ア) 前1項・2項・3項の定めた際には、自動的に退会したものとして対応する。
この場合は、「退会申請書」等の書類の提出は省略する。

(自己都合による退会)

(イ) 前1項・2項・3項の定めによらず、特段の事情等により、会員が自己都合により、やむを得ず本会より退会する場合は、「退会申請書」を作成し、書面

にて会長宛に提出する。会長は、「退会申請書」が提出された場合は、速やかに常任委員会を招集し、提出された「退会申請」に関して議案として提出し審議する。審議に際しては、可能な限り、退会申請者本人の同席により行うことが望ましいが、それが困難な場合は、やむを得ず、申請者本人不在で審議を行う。

第5章 役員および委員

第8条 本会の役員および委員と、その定数・任務・任期・重任・再任については以下の通りとする。
その任期は1年とする。

(役職名・定数・任務)

- | | | | |
|----|------|------------------|------------------------------------|
| 1 | 会長 | 1名(保護者) | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| 2 | 副会長 | 2名以上
(内教職員1名) | 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。 |
| 3 | 会計監査 | 2名(保護者) | 年1回、会計の監査を行い、その結果を総会で報告する。 |
| 4 | 事務局 | 1名(教職員) | 文書の受発、備品の発注、金銭の出納等事務処理にあたる。 |
| 5 | 会計 | 1名以上(保護者) | 会計の処理にあたる。 |
| 6 | 書記 | 1名以上(保護者) | 総会・常任委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。 |
| 7 | 顧問 | 1名以上(保護者) | 会長の諮問を受け、本会の運営に協力する。 |
| 8 | 学級委員 | 各学級2名以上 | 専門部での活動および学年・学級の充実に努める。 |
| 9 | 地区委員 | 各地区1名以上 | 地区活動等を通じ、本会活動を援助する。 |
| 10 | 母親委員 | 若干名 | 市P連南ブロック母親委員会を通じて活動する。 |

(任期)

全ての役員・委員の任期は1年とする。任期開始と任期終了は、別途、運営細則にてこれを定める。

(重任・再任)

会長・会計監査・顧問は、地区委員を除く他の役職・委員との重任は行わないものとする。
また、会長・会計監査・顧問を除く役員・委員は、重任しても差し支えない。
再任については、これを妨げない。

第9条 役員および委員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・母親委員は、役員指名委員会が候補者の指名選出を行い、本人の同意を得て、総会において決定する。ただし、選出後、やむを得ぬ事由により欠員を生じたときは、常任委員会の承認により後任者を選出することができる。
- 2 必要に応じ、会長は常任委員会の承認を得て顧問を委嘱することができる。
- 3 学級委員は、各学級の保護者会員の中から選出する。
- 4 地区委員は各地区の保護者会員の中より、10家庭数につき1名選出する。ただし、10家庭数未満の地区については原則として1名選出する。次年度の地区委員選出に際しては、当該年度の各地区委員が責任をもってこれにあたり、当該年度の2月末までに次年度の当該委員を選出し、事務局へ報告する。

第6章 機 関

第10条 本会に次の機関をおく。

総会、常任委員会、専門部会、総務委員会、役員指名委員会、特別検討委員会

(総会)

第11条 総会は、本会の最高の議決機関で、会員全員によって構成し、年度1回以上会長が招集する。

- 1 総会は、会員の5分の1の出席をもって成立する。ただし、所定の委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 総会においては、会長が議長となって議案の審議を行う。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 総会の決議で、賛成と反対が同数になった場合は、議長の票によってこれを決する。

第12条 総会では、次の諸項を内容とする。

- 1 新会員に関する報告。
- 2 年度活動方針・計画ならびに年度予算・決算の審議および承認。
- 3 役員を選出。(会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・母親委員)
- 4 規約の改定に関わる審議及び承認。
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと。

第13条 常任委員会が認めた場合、または全会員の5分の1以上要求があった場合、会長は臨時総会

を招集する。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、本会において総会に次ぐ議決機関で、会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・専門部長・学年部長・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長をもって構成し、年度内に定期的に会長が招集する。

- 1 常任委員会は構成員の過半数で成立する。尚、構成員のうち、学級委員から選出される専門部長・学年部長について、常任委員会への出席が困難な場合は、専門副部長・学年副部長その他該当学年の他の学級委員が代理で出席しても差し支えない。また、専門部長・学年部長以外の構成員について、常任委員会を欠席する場合は、所定の委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 常任委員会においては、会長が議長となって議案の審議を行う。
- 3 常任委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 常任委員会の決議で、賛成と反対が同数になった場合は、議長の票によってこれを決する。

第15条 常任委員会では、次の諸項を内容とする。

- 1 総会への提出議案の検討ならびに各機関より委任されたこと。
- 2 活動計画・事業計画の審議・検討。
- 3 緊急事項の処理。
- 4 その他、必要事項。

(専門部会)

第16条 専門部会として、地区委員・学級委員により、以下の6専門部を設置し、各趣旨に基づき実施計画を立案し、その実践にあたる。

- (1) 地区委員部 地区会員の連絡を密にし、活動計画・事業計画を遂行するため本会

の運営に協力する。

- (2) 新聞広報部 新聞等各メディアを活用し、本会の活動の広報・啓発等を行う。
- (3) 社会厚生部 会ならびに会員相互の福祉を増進し、児童の生活安全に努力する。
- (4) 保健給食部 学校給食への理解と円滑な推進、及び、本校児童及び会員の保健体育向上を図り、その遂行に努力する。
- (5) 交通安全部 本校児童ならびに会員の交通安全を図り、その対策遂行にあたる。
- (6) 文化教養部 本校児童ならびに会員の文化教養の向上に協力する。

(総務委員会)

第17条 総務委員会は会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・地区委員部長・地区委員副部長・母親委員により構成し、本会の運営、活動計画・事業計画等について協議・立案する推進機関として、会長が必要に応じ招集する。

(役員指名委員会)

第18条 役員指名委員会は、総務委員会と同一の構成員で組織し、次年度の会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・母親委員の候補者の指名を行う。

(特別検討委員会)

第19条 特別検討委員会は、検討を要する内容が生じた場合、常任委員会の承認を得て委員会を設置し、協議・検討を行う。

- 1 特別検討委員会の構成員は、設置の都度、原則として会員の中から選出し、常任委員会で承認した上で、指名する。
- 2 指名された会員は、本人の同意を得て特別検討委員会の構成員となる。
- 3 検討する内容によって、本会内部だけでは対応が困難な場合は、常任委員会で承認した上、本会外部より委員会への参加を依頼する。
- 4 本会外部から委員会への参加を依頼された方は、本人の同意を得て、特別検討委員会の構成員となる。
- 5 特別検討委員会は、協議・検討した内容を常任委員会へ報告しなければならない。

第7章 会 計

第20条 本会の経費は、会費・事業収入および自発的な寄付をもって支弁する。

第21条 1 会費は、保護者については児童一人あたり、教職員については会員一人あたり月額200円とする。

2 会費は毎月納入することを原則とする。

3 会費の変更は、総会において承認を得なければならない。

第22条 特別事情のある会員の会費は、常任委員会の承認により減免することができる。

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 改 定 等

(規約の改定)

第24条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改定することができる。ただし、改定案は総会開催の5日前までに会員に周知しなくてはならない。

(規約以外の改定、下部組織の設立等)

第25条 規約を除き、本会の運営に関し必要な細則、内規などの新規制定・改定・廃止、及び、本会の下部組織の設立・解散については、総会の承認を得ることなく、常任委員会での審議、承

認を経て行うことが出来る。尚、これらの事案が発生した場合、常任委員会は速やかに会員に周知しなくてはならない。

- 附 則
- (1) 本会に次の帳簿を備え付ける。
 - a. 会員名簿（役員・委員名簿を含む）
 - b. 会計簿
 - c. 会議簿
 - d. 財産簿
 - e. その他必要な帳簿
 - (2) 本規約は昭和49年4月1日改正と同時に実施する。
 - (3) 平成7年4月15日一部改正する。
 - (4) 平成8年4月20日一部改正する。
 - (5) 平成12年4月15日一部改正する。
 - (6) 平成13年4月21日一部改正する。
 - (7) 平成14年4月19日一部改正する。
 - (8) 平成16年4月23日一部改正する。
 - (9) 平成28年4月22日一部改正する。
 - (10) 令和3年4月22日一部改定する。